

令和7年度

山口県生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書作成の手引き

1 本手引きについて

この手引きは、山口県内に所在する、病院、診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）を対象とした、本補助金の制度や申請方法等について説明しています。

2 事業概要

人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の待遇改善につなげることを目的としています。

(1) 対象者	山口県内に存在する、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている、病院、診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション
(2) 申請受付期間	令和7年6月16日(月) 15時～令和7年12月1日(月)
(3) 補助対象となる取組	<ul style="list-style-type: none">・ I C T 機器等の導入による<u>業務効率化</u>・ タスクシフト／シェアによる<u>業務効率化</u>・ 給付金を活用した更なる賃上げ <p>※令和6年4月1日～令和8年3月31日までの取組が対象</p>
(4) 補助上限額	(病院・有床診療所) … 許可病床数×4万円 (無床診療所・訪問看護ステーション) … 18万円／施設 ※4床以下の有床診療所は18万円

！注 意！

ベースアップ評価料を届け出ているだけでは本補助金の申請はできません。

「(3)補助対象となる取組」を取組済み、または、令和8年3月31日までに取組予定であることが併せて必要です。

※取組内容は、「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ & A（第3版）」参照

3 申請方法

(1) オンライン申請（やまぐち電子申請サービス）

(2) メール提出

(3) 郵送提出

！！オンラインでの申請にご協力ください！！

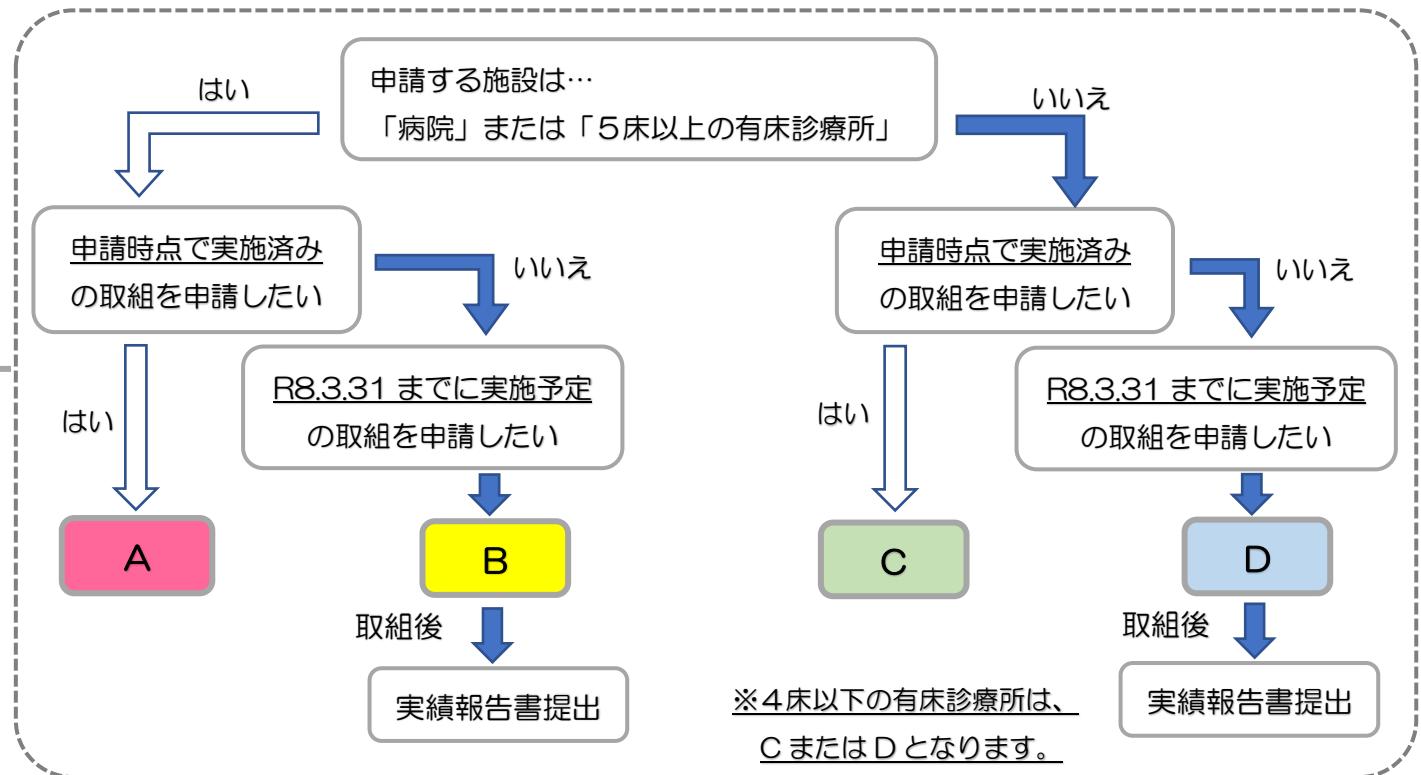
- ・メールアドレスさえあれば、I D 登録不要！
- ・設問形式なので、簡単！
- ・申請後は、受付完了メールが届くので安心

4 申請種類（4パターン）

以下のフロー図に沿って申請してください。

既に実施済みの取組を申請（AまたはC）する場合は、申請と実績報告を兼ねますので、後日、実績報告書を提出する必要はありません。

なお、本事業の申請は、**期間中に1度しか申請できません**。申請漏れ等があっても、追加で申請を受け付けることはできませんのでご注意ください。



！注 意！

当該補助金は、消費税及び地方消費税に相当する金額は補助対象としていません。各取組（ICT機器等の導入設備等）は税抜きの金額で記入してください。

ただし、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合に（納税の義務が生じない場合を含む）、様式第3号により速やかに知事に報告することを条件に、消費税及び地方消費税に相当する金額を補助対象経費に含めることができます。

5 オンライン申請・申請書のダウンロード

以下、山口県医務保険課のホームページからオンライン申請画面へアクセスできます。申請様式も、こちらのホームページからダウンロードしてください。また、各様式には、記入例が添付されていますので、オンライン申請で申請される方もこちらを参考に作成してください。

申請様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

ホームページ	<p>「山口県生産性向上・職場環境整備等支援事業」の実施について</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/293380.html</p>
--------	---

【 各パターン提出書類 】

◆Aパターン 病院・有床診療所（精算払）

- ・【病院・有床診療所】交付申請書兼請求書（様式第1号・別紙様式2）

◆Bパターン 病院・有床診療所（概算払）

- ・【病院・有床診療所】交付申請書兼請求書（様式第1号・別紙様式1）
- ・【病院・有床診療所】実績報告書（様式第2号・別紙様式3）

◆Cパターン 無床診療所・訪問看護ステーション（精算払）

- ・【無床診療所・訪問看護ステーション】交付申請書兼請求書（様式第1号・別紙様式2）
- ・訪問看護ステーションの場合は、通帳の写し（口座名義、口座番号、支店名等がわかるページ）
※写真撮影した画像データでも可

◆Dパターン 無床診療所・訪問看護ステーション（概算払）

- ・【無床診療所・訪問看護ステーション】交付申請書兼請求書（様式第1号・別紙様式1）
- ・【無床診療所・訪問看護ステーション】実績報告書（様式第2号・別紙様式3）
- ・訪問看護ステーションの場合は、通帳の写し（口座名義、口座番号、支店名等がわかるページ）
※写真撮影した画像データでも可

◆各パターン共通様式（必須）

- ・歳入歳出決算（見込）書（抄本）
- ※AとCは交付申請時に、BとDは実績報告時に提出してください。

◆必要に応じて提出

- ・ICT機器等の導入設備内訳書
➡別紙様式1～3に、ICT機器等の導入設備名が入力しきれない場合に使用してください。
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）
➡申請額に、消費税及び地方消費税に相当する金額を含んで申請した場合に提出が必要です。
事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した後に（納税の義務が生じない場合を含む）、本様式を提出してください。

※領収書等の添付は不要ですが、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間は、申請関係書類一式とともに保存してください。

6 提出先

①メール提出の場合

【メールアドレス】 byouin-seisansei@pref.yamaguchi.lg.jp

②郵送提出の場合

【送付先】 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県健康福祉部医務保険課医療指導班
生産性向上・職場環境整備等支援事業担当あて

7 よくある質問

Q1、病床数を削減する予定であるが、削減後に申請しないといけないのか。

A、申請時点での、許可病床数で申請してください。

なお、実績報告時点において、申請時点の許可病床数から削減されていたとしても、補助金額は変わりません。

Q2、休床している病床を除いたうえで申請するのか。

A、休床も含んで申請してください。

Q3、病院と訪問看護ステーションの両方を開設しているがまとめて申請できるか。

A、できません。

お手数ですがそれぞれの施設ごとに申請してください。

Q4、取組を証明する証拠書類（賃金台帳や領収書等）を提出しなくてもよいのか。

A、不要です。

ただし、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間は、医療機関等において関係書類を保管してください。

Q5、「山口県医療機関等光熱費高騰（緊急）対策支援金」で指定した口座とは別の口座を使用したい。

A、通帳の写し（口座名義、口座番号、支店名等がわかるページ）を提出してください。
※写真撮影した画像データでも可

Q6、実施済みの取組と、今後予定する取組を併せて申請したい。

A、概算払（フロー図のBまたはD）により申請してください。

Q7、実績報告の精算額が、既に受領した補助金の額を下回ってしまった。

A、差額分を返還していただく必要があります。

額の確定後、県から返還にかかる通知書を送付しますので返還してください。

Q8、ベースアップ評価料による賃上げを、「給付金の更なる賃上げ」として見なせるか。

A、見なせません。

ベースアップ評価料で手当されている部分とは別に、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となります。

Q9、「給付金の更なる賃上げ」の対象職種の定めはあるか。

A、以下のとおりです。

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。

Q10、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」とは、具体的にどういったものが対象か。

A、導入により施設内の業務効率化に資するＩＣＴ機器等が対象となります。業務効率化に資するものであれば、導入に附隨する必要経費やソフトウェア、対象期間中のランニングコストも対象となり得ます。

（参照）「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するＱ＆Ａ（第４版）」

Q11、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」の取組を検討しているが、導入費用が基準額に満たないが申請できるか。

A、基準額に満たない場合は、実経費額で申請することができます。

ただし、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、基準額以上の取組となるようご検討ください。

Q12、申請額に消費税を含んだ金額で申請できるか。

A、原則、消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としません。

ただし、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合に（納税の義務が生じない場合を含む）、様式第3号により速やかに知事に報告することを条件に、消費税及び地方消費税に相当する金額を補助対象経費に含めることができます。

※交付申請書兼請求書で「上記交付申請額に消費税及び地方消費税に相当する金額を含んでいません。」にチェックをされながらも、各取組の申請額に消費税及び地方消費税に相当する金額を含んでいるケースが見受けられますのでご注意ください。

Q13、いつ振り込まれるか。

A、申請された月の翌月末に振り込まれる予定です。

振込まれる月の下旬頃に交付決定（または交付決定及び交付額確定）通知書が郵送で届きます。振込通知はありませんので、指定された口座をご確認ください。

※申請件数及び補正の状況によっては、交付決定（または交付決定及び交付額確定）が遅れる可能性があります。

その他、厚生労働省が公表しています「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するＱ＆Ａ（第4版）」も、確認したうえで申請してください。

5 お問合せ先

山口県健康福祉部医務保険課医療指導班

T E L : 0 8 3 - 9 3 3 - 2 8 2 0

メール : byouin-seisansei@pref.yamaguchi.lg.jp